

保険外併用療養費制度

同じ病気・けが等で入院している期間が180日を超える方の支払う医療費は、一部負担金に加えて、入院に関する費用(入院基本料)の一部を自己負担して頂く必要があります。

1. 180日を超える入院期間

この180日を超える期間は、同じ病気やけが等で入院していた期間の日数を合計したものとなります。つまり、現在入院している医療機関で入院した日数だけではなく、他の医療機関に入院していた日数も含まれます。

2. 180日の期間の数え方

180日を超える入院期間は、他の医療機関に入院していた日数に、現在入院している医療機関の入院日数を加算して数えます。ただし、医療機関を退院した後、

- ① 別の病気で入院した場合
- ② 退院してから3ヶ月以上入院しなかった場合
- ③ 介護老人福祉施設や介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に3ヶ月以上入所(入院していた場合)
- ④ 以前の病気やけが等が治癒した場合

などは、以前の入院期間は加算されません。また、医療機関に入院していても、対象とならない入院基本料を算定している方は、その入院基本料を算定している期間は180日を超える入院期間に含まれません。(対象とならない入院基本料には、結核や精神等の入院基本料があります)

3. 保険外併用療養費制度の対象とならない方

180日を超えて入院している方でも、術後や透析を行っている場合など、病態によって一定の間、保険外併用療養費制度の対象とならない期間があります。また、急に病態が悪くなった方も同様に一定の期間は保険外併用療養費制度の自己負担はありません。

4. 負担料金(税込み価格)

1日につき 2,840円